

(公財)21あおもり産業総合支援センター 賛助会員募集中！！

(公財) 21あおもり産業総合支援センターは、青森県内の中小企業者様に対し、研究開発から事業化・販路開拓まで、段階に応じた総合的な支援を、産・学・官・金等と密接に連携して実施しています。県内企業の振興と新たな産業の育成、そして新事業の創出を図ることで、本県産業の活性化と活力ある地域づくりに寄与するという趣旨にご賛同いただける賛助会員を募集しています。

青森県の産業の未来を 一緒に作りませんか？



会員特典



「人材育成研修」受講料の助成 《上限3割》

(R5年度予定講座)

- 中小企業大学校、青森総合卸センター、八戸総合卸センター共催
「新任管理者研修」(青森会場、八戸会場)
- ポリテクセンター青森共催
「業務効率のための時間管理」研修
「DX人材育成の進め方」研修
- 青森総合卸センター連携
「問屋町ビジネススクール(全講座)」

国・県・当センターが実施する補助金、セミナー等の情報提供

事業再構築補助金、ものづくり補助金等の国や県の各種補助金、新事業展開等促進補助金など当センターの補助金情報の他、セミナー、個別相談会等の情報をお届けします！

会費・申込方法等は裏面をご覧ください！！

お問い合わせ
お申し込み

〒030-0801 青森市新町二丁目4-1 青森県共同ビル7階
(公財) 21あおもり産業総合支援センター 取引・情報推進課
TEL 017-775-3234 FAX 017-721-2514

賛助会員・会費について

WEB検索またはQRコードから

21あおり 賛助会員

検索

賛助会員入会申込書様式がダウンロードできます。



	一般会員	サポート会員
会員区分	センター事業の趣旨に賛同する事業者（法人・個人）等	県内中小企業振興に寄与し、センターの事業をサポートいただける公的中小企業支援機関・団体等
会費	一口 12,000円/年（込）	一口 12,000円/年（消費税込）

留意事項

- 申込書にご記入いただいた個人情報は、以下の目的で利用させていただくことがあります。
 - ・研修やイベントなどに関する情報のご案内
 - ・その他会員事業に関すること
- 会費は年会費（年度途中の入会については、月割額）とし、退会の申し出がない限り、毎年度会費の納付のご案内をさせていただきます。
- お申し込み後、「振込先」のご案内文書をお送りしますので、会費を納付ください。

（公財）21あおり産業総合支援センター 賛助会員入会申込書

申込日 年 月 日

企業名・団体名			
代表者名		担当者名	
所在地	〒		
電話		FAX	
email			
賛助会員 (いずれかに○)	一般会員		サポート会員
申込口数 ・賛助会費	口	円	(1口 12,000円)
業種			

お申し込み先

※上記に必要事項を記載し、郵送、FAX又はメールでお送りください。

郵送	〒030-0801 青森市新町二丁目4-1 青森県共同ビル7階 (公財) 21あおり産業総合支援センター 取引・情報推進課
FAX	017-721-2514
メールアドレス	torihiki@21aomori.or.jp



中小企業の皆さん、
取引の悩みを抱えていませんか?

無料で ご相談対応いたします

中小企業の方、個人事業主の方等を対象に、取引上のトラブルについてのご相談に対し、問題解決に向け、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

相談
無料

匿名
可能

秘密
厳守

下請かけこみ寺とは…

取引上の悩みやトラブルでお困りの事業者からの相談に対し、下請法や中小企業の取引問題などに知見を有する相談員や弁護士が問題解決に向けたアドバイスを行います。

☎0120-418-618

(お近くの「下請かけこみ寺」につながります)

月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝祭日、年末年始を除く)

(公財)21あおもり産業総合支援センター 内 (直通電話:017-775-3234)

●対象となる方

事業取引に関して、さまざまな悩みなどを持つ中小企業・小規模事業者。

●対象となる相談内容

- *下請取引をはじめ様々な企業間取引に関する相談に応じます。
- *会社の過重債務問題、会社整理等の相談も可能です。
- *ただし、取引あっせん、融資、労働、交通事故等、一般の法律に関する相談は除きます。

《相談事例》

- ◆ 支払日が過ぎても代金を払ってくれない!
- ◆ 追加の工事/加工代金を払ってくれない!
- ◆ 製造コストが高騰したのに単価引き上げに応じってくれない。
- ◆ 長年取引をしていた発注元から突然取引を停止された。
- ◆ 発注元からのキャンセルを理由に一方的に返品された。
- ◆ 消費税転嫁、原材料・エネルギーコスト増に関する相談…等々



無料弁護士相談

相談内容や相談者の希望により、
無料弁護士相談が受けられます。
※ただし、匿名でのご相談、裁判中や判決
確定済みの案件はお受けできません。

調停手続き業務(裁判外紛争解決手続き(ADR))

企業間取引に係る紛争を迅速、簡便に解決するため、裁判
外紛争解決手続き(ADR)により、弁護士(調停員)による
調停を無料で行います。

FAX での相談申込をご希望の方は、こちらをご利用できます。

TEL: 0120-418-618 (フリーダイヤル)

FAX: 017-721-2514 ※このまま送信して下さい。

「下請かけこみ寺」 相談申込書

相談者

企業名

職・氏名

住所

〒

TEL

FAX

業種

資本金

万円

連絡を希望する日時

※指定がある場合

月

日

時頃

相談内容 (概要を簡単にご記入ください。)

○内容を確認の上、下請かけこみ寺相談員よりご連絡いたします。

○お急ぎの方は上記の電話番号よりご連絡ください。